



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年7月20日金曜日 第2387号外1

◇ 目 次 ◇  
条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例..... 1  
愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例  
及び愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関

する条例の一部を改正する条例..... 3  
特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例..... 3  
食品衛生法施行条例の一部を改正する条例..... 5  
愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例... 6

## 条 例

### ○愛媛県条例第38号

職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年7月20日

愛媛県知事 中村時広

#### 職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特務勤務手当に関する条例（昭和27年愛媛県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p><b>附 則</b><br/>（災害応急作業等手当の特例）</p> <p>4 第61条及び附則第7項に定めるもののほか、当分の間、災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）</u></p> <p>(3) <u>本部長指示により居住制限区域に設定することとされた区域において行う作業（前2号に掲げるものを除く。）</u></p> <p>(4) <u>本部長指示により原子力災害対策特別措置法</u><br/>_____<br/>_____<br/>第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域<br/>_____<br/>_____<br/>において行う作業（前3号に掲げるもの及び本部長指示により避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）</p> <p>(5) <u>本部長指示により居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域</u><br/>_____<br/>_____<br/>において行う作業（前各号に掲げるもの及び本部長指示により避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）</p> | <p><b>附 則</b><br/>（災害応急作業等手当の特例）</p> <p>4 第61条及び附則第8項に定めるもののほか、当分の間、災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるものにおいて行う作業（前号に掲げるもの</u><br/>_____<br/>_____<br/>を除く。）</p> <p>(3) <u>本部長指示により居住者等が避難のための立退き若しくは</u><br/>_____<br/>_____<br/>計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるものにおいて行う作業（前2号に掲げるもの<br/>_____<br/>_____<br/>を除く。）</p> |

5 前項に規定する手当の額は、次の各号に定める額を超えて支給してはならない。

(1) 前項第1号の作業

ア 原子炉建屋（人事委員会が定めるものに限る。）内において行う作業 作業1日につき 40,000円

イ ア及びエに掲げる作業以外の作業であつて、故障した設備等を現場において確認するもの（人事委員会が定めるものに限る。） 作業1日につき 20,000円

ウ ア、イ及びエに掲げる作業以外の作業 作業1日につき 13,300円

エ 人事委員会が定める施設内において行う作業 作業1日につき 3,300円

(2) 前項第2号の作業

ア 屋外において行う作業 作業1日につき 6,600円

イ 屋内において行う作業 作業1日につき 1,330円

(3) 前項第3号の作業

ア 屋外において行う作業 作業1日につき 3,300円

イ 屋内において行う作業 作業1日につき 660円

(4) 前項第4号の作業

ア 屋外において行う作業 作業1日につき 6,600円

イ 屋内において行う作業 作業1日につき 1,330円

(5) 前項第5号の作業

ア・イ 省略

6 同一の日において前項各号の作業のうち2以上の作業に従事した場合においては、当該2以上の作業に係る手当の額が同額のときにあつては当該手当のいずれか一の手当、当該2以上の作業に係る手当の額が異なるときにあつては当該手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあつては、その手当のいずれか一の手当）以外の手当は、支給しない。

7 省略

8 省略

9 附則第7項の作業が夜間において行われた場合にあつては前項の規定により支給する手当の額にその作業に従事した日1日につきその100分の50に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額を、附則第7項の作業が人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合又は同項の作業に引き続き5日以上従事した場合にあつては前項の規定により支給する手当の額にその作業に従事した日1日につきその100分の100に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額を加算することができる。

(4) 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づく内閣総理大臣の市町村長及び都道府県知事に対する指示若しくは本部長指示により居住者等が屋内への退避を行うこととされた区域又は当該指示若しくは本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるもののそれぞれの屋外において行う作業（前3号に掲げるものを除く。）

5 前項に規定する手当の額は、次の各号に定める額を超えて支給してはならない。

(1) 前項第1号の作業

ア イに掲げる作業以外の作業 作業1日につき 20,000円

イ 人事委員会が定める施設内において行う作業 作業1日につき 5,000円

(2) 前項第2号の作業

ア 屋外において行う作業 作業1日につき 10,000円

イ 屋内において行う作業 作業1日につき 2,000円

(3) 前項第3号の作業

ア・イ 省略

(4) 前項第4号の作業 作業1日につき 2,500円

6 前項第1号ア又は第2号アの作業が心身に著しい負担を与えたと人事委員会が認めるものである場合は、これらの規定により支給する手当の額にその作業1日につきその100分の100に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額を加算することができる。

7 同一の日において附則第5項各号の作業のうち2以上の作業に従事した場合においては、当該2以上の作業に係る手当の額（前項の規定による加算額を含む。以下この項において同じ。）が同額のときにあつては当該手当のいずれか一の手当、当該2以上の作業に係る手当の額が異なるときにあつては当該手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあつては、その手当のいずれか一の手当）以外の手当は、支給しない。

8 省略

9 省略

10 附則第8項の作業が夜間において行われた場合にあつては前項の規定により支給する手当の額にその作業に従事した日1日につきその100分の50に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額を、附則第8項の作業が人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合又は同項の作業に引き続き5日以上従事した場合にあつては前項の規定により支給する手当の額にその作業に従事した日1日につきその100分の100に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額を加算することができる。

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成24年4月16日からこの条例の施行の日の前日までの間において、職員が原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示により帰還困難区域に設定することとされた区域において行った作業であって、新条例の規定を適用したとするならば新条例附則第5項第2号アに掲げる作業に該当することとなるもの（同一の日において、新条例の規定を適用したとするならば新条例附則第5項第1号アからウまで又は第4号アに掲げる作業に該当することとなるものに従事した場合を除く。）及び新条例の規定を適用したとするならば新条例附則第5項第2号イに掲げる作業に該当することとなるもの（同一の日において、新条例の規定を適用したとするならば新条例附則第5項第1号、第2号ア、第3号ア、第4号又は第5号アに掲げる作業に該当することとなるものに従事した場合を除く。）に従事した場合についても適用する。

○愛媛県条例第39号

愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年 7月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例**

（愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

**第1条** 愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（昭和62年愛媛県条例第5号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <b>附 則</b><br>（不動産取得税の不均一課税の特例）<br>2 平成18年4月1日から平成25年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2」とあるのは「第19条の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。 | <b>附 則</b><br>（不動産取得税の不均一課税の特例）<br>2 平成18年4月1日から平成24年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2」とあるのは「第19条の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。 |

（愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

**第2条** 愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例（平成14年愛媛県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <b>附 則</b><br>（不動産取得税の不均一課税の特例）<br>2 平成18年4月1日から平成25年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2」とあるのは「第19条の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。 | <b>附 則</b><br>（不動産取得税の不均一課税の特例）<br>2 平成18年4月1日から平成24年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2」とあるのは「第19条の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。 |

**附 則**

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例附則第2項の規定及び第2条の規定による改正後の愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例附則第2項の規定は、平成24年4月1日から適用する。

○愛媛県条例第40号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年 7月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

**特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例**

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年愛媛県条例第35号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前   |                     |         |                   |   |                    |      |  |  |                  |   |                    |      |  |  |   |     |         |         |                   |   |                    |      |  |  |                  |   |                     |      |  |  |
|--|---|---------------------|---------|-------------------|---|--------------------|------|--|--|------------------|---|--------------------|------|--|--|---|-----|---------|---------|-------------------|---|--------------------|------|--|--|------------------|---|---------------------|------|--|--|
| <p>（設立の認証の申請）</p> <p><b>第2条 省略</b></p> <p>2 法第10条第1項第2号八に規定する条例で定める書面は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 当該役員が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者であり、かつ、知事が同法第30条の7第5項の規定により当該役員に係る同条第3項に規定する保存期間に係る本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）の提供を受け、及び同法第30条の8第1項の規定により本人確認情報を利用することができない場合にあっては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し</p> <p>(2) 当該役員が住民基本台帳法の適用を受けない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書</p> <p>3 前項第2号の _____ 書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした日本語の訳文を添付しなければならない。</p> <p>4・5 省略</p> <p>（事業報告書等の提出）</p> <p><b>第10条</b> 法第30条の閲覧及び謄写の用に供するため、特定非営利活動法人は、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の中欄に掲げる規則で定める部数の書類を、同表の右欄に掲げる時期に知事に提出しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">提出すべき書類</th> <th style="text-align: center;">提出すべき時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 設立又は合併の認証を受けた場合</td> <td>当該設立又は合併の認証に係る _____<br/>_____ 法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。この項の右欄において同じ。）の登記事項証明書の写し及び法第14条の財産目録又は法第35条第1項の財産目録</td> <td style="text-align: center;">法第13条第2項の規定による届出の時</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 定款の変更の認証を受けた場合</td> <td>_____ 当該変更に係る登記をした場合にあっては、法第25条第7項の登記事項証明書の写し</td> <td style="text-align: center;">法第25条第7項の規定による提出の時</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 区 分   | 提出すべき書類             | 提出すべき時期 | 1 設立又は合併の認証を受けた場合 | 当該設立又は合併の認証に係る _____<br>_____ 法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。この項の右欄において同じ。）の登記事項証明書の写し及び法第14条の財産目録又は法第35条第1項の財産目録 | 法第13条第2項の規定による届出の時 | 2 省略 |  |  | 3 定款の変更の認証を受けた場合 | _____ 当該変更に係る登記をした場合にあっては、法第25条第7項の登記事項証明書の写し | 法第25条第7項の規定による提出の時 | 4 省略 |  |  | <p>（設立の認証の申請）</p> <p><b>第2条 省略</b></p> <p>2 法第10条第1項第2号八に規定する条例で定める書面は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 当該役員が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者である</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ 場合にあっては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し</p> <p>(2) 当該役員が住民基本台帳法の適用を受けない者であり、かつ、外国人登録法（昭和27年法律第125号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第4条第1項に規定する外国人登録原票の記載内容を証明する市町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、区）の長が発給する文書</p> <p>(3) 当該役員が前2号に規定する場合に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書</p> <p>3 前項第3号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした日本語の訳文を添付しなければならない。</p> <p>4・5 省略</p> <p>（事業報告書等の提出）</p> <p><b>第10条</b> 法第30条の閲覧及び謄写の用に供するため、特定非営利活動法人は、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の中欄に掲げる規則で定める部数の書類を、同表の右欄に掲げる時期に知事に提出しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">提出すべき書類</th> <th style="text-align: center;">提出すべき時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 設立又は合併の認証を受けた場合</td> <td>当該設立又は合併の認証に係る法第10条第1項第1号及び第2号イに掲げる書類、法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。この項の右欄において同じ。）の登記事項証明書の写し及び法第14条の財産目録又は法第35条第1項の財産目録</td> <td style="text-align: center;">法第13条第2項の規定による届出の時</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 定款の変更の認証を受けた場合</td> <td>当該変更の認証に係る変更後の定款及び当該変更に係る登記をした場合にあっては、法第25条第7項の登記事項証明書の写し</td> <td style="text-align: center;">当該定款の変更の認証を受けた後遅滞なく</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | 提出すべき書類 | 提出すべき時期 | 1 設立又は合併の認証を受けた場合 | 当該設立又は合併の認証に係る法第10条第1項第1号及び第2号イに掲げる書類、法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。この項の右欄において同じ。）の登記事項証明書の写し及び法第14条の財産目録又は法第35条第1項の財産目録 | 法第13条第2項の規定による届出の時 | 2 省略 |  |  | 3 定款の変更の認証を受けた場合 | 当該変更の認証に係る変更後の定款及び当該変更に係る登記をした場合にあっては、法第25条第7項の登記事項証明書の写し | 当該定款の変更の認証を受けた後遅滞なく | 4 省略 |  |  |
| 区 分  | 提出すべき書類   | 提出すべき時期             |         |                   |   |                    |      |  |  |                  |   |                    |      |  |  |   |     |         |         |                   |   |                    |      |  |  |                  |   |                     |      |  |  |
| 1 設立又は合併の認証を受けた場合  | 当該設立又は合併の認証に係る _____<br>_____ 法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。この項の右欄において同じ。）の登記事項証明書の写し及び法第14条の財産目録又は法第35条第1項の財産目録         | 法第13条第2項の規定による届出の時  |         |                   |   |                    |      |  |  |                  |   |                    |      |  |  |   |     |         |         |                   |   |                    |      |  |  |                  |   |                     |      |  |  |
| 2 省略   |   |                     |         |                   |   |                    |      |  |  |                  |   |                    |      |  |  |   |     |         |         |                   |   |                    |      |  |  |                  |   |                     |      |  |  |
| 3 定款の変更の認証を受けた場合   | _____ 当該変更に係る登記をした場合にあっては、法第25条第7項の登記事項証明書の写し   | 法第25条第7項の規定による提出の時  |         |                   |   |                    |      |  |  |                  |   |                    |      |  |  |   |     |         |         |                   |   |                    |      |  |  |                  |   |                     |      |  |  |
| 4 省略   |   |                     |         |                   |   |                    |      |  |  |                  |   |                    |      |  |  |   |     |         |         |                   |   |                    |      |  |  |                  |   |                     |      |  |  |
| 区 分  | 提出すべき書類   | 提出すべき時期             |         |                   |   |                    |      |  |  |                  |   |                    |      |  |  |   |     |         |         |                   |   |                    |      |  |  |                  |   |                     |      |  |  |
| 1 設立又は合併の認証を受けた場合  | 当該設立又は合併の認証に係る法第10条第1項第1号及び第2号イに掲げる書類、法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。この項の右欄において同じ。）の登記事項証明書の写し及び法第14条の財産目録又は法第35条第1項の財産目録 | 法第13条第2項の規定による届出の時  |         |                   |   |                    |      |  |  |                  |   |                    |      |  |  |   |     |         |         |                   |   |                    |      |  |  |                  |   |                     |      |  |  |
| 2 省略   |   |                     |         |                   |   |                    |      |  |  |                  |   |                    |      |  |  |   |     |         |         |                   |   |                    |      |  |  |                  |   |                     |      |  |  |
| 3 定款の変更の認証を受けた場合   | 当該変更の認証に係る変更後の定款及び当該変更に係る登記をした場合にあっては、法第25条第7項の登記事項証明書の写し   | 当該定款の変更の認証を受けた後遅滞なく |         |                   |   |                    |      |  |  |                  |   |                    |      |  |  |   |     |         |         |                   |   |                    |      |  |  |                  |   |                     |      |  |  |
| 4 省略   |   |                     |         |                   |   |                    |      |  |  |                  |   |                    |      |  |  |   |     |         |         |                   |   |                    |      |  |  |                  |   |                     |      |  |  |

|                                     |                           |                         |
|-------------------------------------|---------------------------|-------------------------|
| 5 毎事業年度<br>1回、事業報<br>告書等を作成<br>した場合 | 法第28条第3項第1号<br>の事業報告書等の写し | 法第29条<br>の規定による<br>提出の時 |
|-------------------------------------|---------------------------|-------------------------|

(役員報酬規程等の提出)

第22条 省略

2 省略

3 法第56条(法第62条において準用する場合を含む。)の閲覧及び謄写の用に供するため、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人は、その認定又は仮認定を受けた後遅滞なく、規則で定める部数の法第44条第2項第2号及び第3号(法第58条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

|                                     |                           |                                      |
|-------------------------------------|---------------------------|--------------------------------------|
| 5 毎事業年度<br>1回、事業報<br>告書等を作成<br>した場合 | 法第28条第3項第1号<br>の事業報告書等の写し | 法第29条第1<br>項の規定による<br>事業報告書等の<br>提出時 |
|-------------------------------------|---------------------------|--------------------------------------|

(役員報酬規程等の提出)

第22条 省略

2 省略

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項若しくは第34条第3項の認証の申請又は同法第23条第1項の届出に係る役員が出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)の施行の日前に同法第4条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和27年法律第125号)の適用を受けていた者である場合にあっては、その適用を受けていた期間内に同法第4条第1項に規定する外国人登録原票の記載内容を証明する市町村(東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあっては、区)の長が発給した文書であって、これらの申請又は届出の日前6月以内に作成されたものは、改正後の特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項第1号の書面とみなす。

○愛媛県条例第41号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年 7月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例(平成12年愛媛県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| <p><b>別表第3(第3条関係)</b></p> <p>営 業 別 施 設 基 準</p> <p>1 飲食店営業</p> <p>(1)~(6) 省略</p> <p><u>(7) 生食用食肉(牛の食肉(内臓を除く。))であって、生食用として販売するものをいう。以下同じ。)の加工又は調理を行う場合は、次の要件(生食用食肉の調理のみを行う場合は、アからエまでの要件)を備えていること。</u></p> <p><u>ア 加工又は調理を行う場所は、他の作業を行う場所と区画された衛生的な場所であること。</u></p> <p><u>イ 生食用食肉が接触する設備及び器具は、専用のものを備えていること。</u></p> <p><u>ウ 石けん及び適当な消毒液を備えた専用の流水式手洗設備を設けていること。</u></p> <p><u>エ 加工又は調理に用いる器具専用の流水式洗浄設備及び消毒設備を設けていること。</u></p> <p><u>オ 原料肉の加熱殺菌を行うための専用の設備を設け、温度計を備えていること。</u></p> <p><u>カ 加熱殺菌後の肉を摂氏4度以下に冷却することができる</u></p> | <p><b>別表第3(第3条関係)</b></p> <p>営 業 別 施 設 基 準</p> <p>1 飲食店営業</p> <p>(1)~(6) 省略</p> |

設備（加熱殺菌後の肉をその他の肉と区分して冷却することが  
できる構造であるものに限る。）を設けていること。

(8) 生食用食肉の保存を行う場合は、生食用食肉を常に摂氏4  
度以下（凍結した生食用食肉にあつては、摂氏零下15度以  
下）に保存することができる設備を設けていること。

2～10 省略

11 食肉処理業

(1)～(7) 省略

(8) 生食用食肉の加工又は調理を行う場合は、1(7)の要件を備  
えていること。

(9) 生食用食肉の保存を行う場合は、1(8)の設備を設けている  
こと。

12 食肉販売業（包装した食肉を簡易な施設のみで販売する食肉  
販売業を除く。）

(1) 省略

(2) 調理台並びに食肉を摂氏10度以下（生食用食肉にあつて  
は、摂氏4度以下）に保存することができる冷蔵庫及び陳列  
設備を設け、見やすい位置に温度計を備えていること。

(3) 省略

(4) 生食用食肉の加工又は調理を行う場合は、1(7)の要件を備  
えていること。

13～33 省略

別表第4（第3条、別表第2関係）

施設の特例基準

1・2 省略

3 簡易な施設のみで販売する営業

(1) 省略

(2) 包装食肉のみを販売する食肉販売業

ア 省略

イ 施設には、食肉を摂氏10度以下（生食用食肉にあつては  
摂氏4度以下、冷凍包装による食肉にあつては摂氏零下15  
度以下）に保存することができる専用の冷蔵設備又は冷  
凍設備を設け、見やすい位置に温度計を備えていること。

ウ・エ 省略

(3) 省略

4 省略

2～10 省略

11 食肉処理業

(1)～(7) 省略

12 食肉販売業（包装した食肉を簡易な施設のみで販売する食肉  
販売業を除く。）

(1) 省略

(2) 調理台並びに食肉を摂氏10度以下 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ に保存することができる冷蔵庫及び陳列  
設備を設け、見やすい位置に温度計を備えていること。

(3) 省略

13～33 省略

別表第4（第3条、別表第2関係）

施設の特例基準

1・2 省略

3 簡易な施設のみで販売する営業

(1) 省略

(2) 包装食肉のみを販売する食肉販売業

ア 省略

イ 施設には、食肉を摂氏10度以下（ \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 冷凍包装による食肉にあつては、摂氏零下  
15度以下）に保存することができる専用の冷蔵設備又は冷  
凍設備を設け、見やすい位置に温度計を備えていること。

ウ・エ 省略

(3) 省略

4 省略

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

○愛媛県条例第42号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年 7月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後       |     |     | 改 正 前       |     |     |
|-------------|-----|-----|-------------|-----|-----|
| 別表第1（第2条関係） |     |     | 別表第1（第2条関係） |     |     |
| 名 称         | 目 的 | 位 置 | 名 称         | 目 的 | 位 置 |
| 省略          |     |     | 省略          |     |     |

|    |  |  |
|----|--|--|
|    |  |  |
| 省略 |  |  |
|    |  |  |
| 省略 |  |  |

別表第 4 ( 第10条関係 )

|           |
|-----------|
| 1 ~ 18 省略 |
| 19 省略     |

|              |  |     |
|--------------|--|-----|
| 愛媛県物産観光センター  | 県物産の展示、紹介及びあつせんを行うとともに、県内の観光及び産業に関し、情報提供及び展示を行う。 | 松山市 |
| 省略           |  |     |
| 愛媛県北条鹿島博物展示館 | 松山市鹿島を中心とした地域の動植物の標本類等を展示して、一般の観覧に供する。           | 松山市 |
| 省略           |  |     |

別表第 4 ( 第10条関係 )

|                |
|----------------|
| 1 ~ 18 省略      |
| 19 愛媛県物産観光センター |
| 20 省略          |

附 則

- この条例中、別表第 1 愛媛県北条鹿島博物展示館の項を削る改正規定は公布の日から、その他の改正規定及び次項の規定は平成24年 8 月 1 日から施行する。
- 愛媛県物産観光センター管理条例 ( 平成17年愛媛県条例第64号 ) は、廃止する。